

教職大学院等の認証評価に関する規程 新旧対照表

令和2年3月27日改正

新	旧
<p>教職大学院等の認証評価に関する規程 平成21年10月20日理事会決定 平成24年5月24日改正 平成31年3月18日改正 <u>令和2年3月27日改正</u></p> <p>省略</p> <p>(評価結果の決定)</p> <p>第17条 評価委員会は、評価結果案に基づき、教職大学院等ごとに<u>適合認定</u>を行い、及び評価結果を決定する。</p> <p>2 評価委員会は、<u>教育研究等の状況に関する事実関係の確認に時間を要する等の理由により当該認定を行えない場合に限り、評価結果の決定を、一時的に延長</u>することができる。</p> <p>3 前項における<u>延長</u>の扱いに関し必要な事項は、理事会が別に定める。</p> <p>省略</p> <p>附 則 (令和2年3月27日改正) この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>教職大学院等の認証評価に関する規程 平成21年10月20日理事会決定 平成24年5月24日改正 平成31年3月18日改正</p> <p>省略</p> <p>(評価結果の決定)</p> <p>第17条 評価委員会は、評価結果案に基づき、教職大学院等ごとに<u>適格認定</u>を行い、及び評価結果を決定する。</p> <p>2 評価委員会は、<u>前項の適格認定において、基準の内容を満たしていない基準があり、かつ、基準の内容を満たしていると判断できるまでの改善が見込まれる場合は、1年度に限り、評価の決定を保留</u>することができる。</p> <p>3 前項における<u>保留</u>の扱いに関し必要な事項は、理事会が別に定める。</p> <p>省略</p>

令和2年6月8日改正

新	旧
<p>教職大学院等の認証評価に関する規程 平成21年10月20日理事会決定 平成24年5月24日改正 平成31年3月18日改正 令和2年3月27日改正 <u>令和2年6月8日改正</u></p> <p>省略</p> <p>第5章 意見申立委員会等</p> <p><u>(評価結果延長検討部会)</u></p> <p><u>第18条の2 評価委員会に、第17条第2項により評価結果の決定を延長した大学の教職大学院について、延長の要因となった評価基準に係る教育活動等の状況が、当該評価基準を満たすものであるか否かを検討するため、評価結果延長検討部会を置く。</u></p> <p><u>2 この規程に定めるもののほか、評価結果延長検討部会に関し必要な事項は、理事会が別に定める。</u></p> <p>省略</p> <p><u>附 則 (令和2年6月8日改正)</u></p> <p><u>この規程は、令和2年6月8日施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>教職大学院等の認証評価に関する規程 平成21年10月20日理事会決定 平成24年5月24日改正 平成31年3月18日改正 令和2年3月27日改正</p> <p>省略</p> <p>第5章 意見申立委員会</p> <p>省略</p>